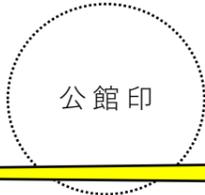


婚姻届

令和 7 年 7 月 1 日 届出

在モロッコ日本国大使館
総領事 殿

受理 令和 年 月 日						
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通知



当館への提出日を記入してください。

証 人	
生 年 月 日	年 月 日
住 所	
本 籍	番地 番

(1) 氏名	夫になる人	妻になる人
	フリガナ: ガイム ヒロト 氏 名 外務 大翔 生年月日: 平成 9 年 1 月 2 日	フリガナ: べんじやるん やすみな 氏 名 ベンジャルン ヤスミナ 生年月日: 西暦 1997 年 5 月 21 日
(2) 住所	東京都千代田区霞が関一丁目2番1号	モロッコ王国 ラハト府 スイ アハメッド・ハラフレジ通り 39番
(3) 本籍	東京都千代田区霞が関一丁目 2番1号	国籍 モロッコ王国
(4) 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	<input type="checkbox"/> 夫の氏 <input checked="" type="checkbox"/> 妻の氏 新本籍(左の☑の氏の人すでに戸籍の筆頭者となるときは書かないでください) 東京都千代田区霞が関一丁目 2番1号	
(5) 同居を始めたとき	令和 7 年 6 月	(結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)
(6) 初婚・再婚の別	<input checked="" type="checkbox"/> 初婚 再婚 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別	<input type="checkbox"/> 初婚 再婚 <input checked="" type="checkbox"/> 死別 <input checked="" type="checkbox"/> 離別 2023 年 12 月 31 日
(7) 同居を始める前の夫婦のそれぞれの世帯のおもな仕事と	夫 妻 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 夫 妻 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 夫 妻 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 夫 妻 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 夫 妻 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 夫 妻 6. 仕事をしている者のいない世帯	
(8) 夫婦の職業	夫の職業 事務職(03)	妻の職業 無職
その他	令和 7 年 6 月 1 日 モロッコ王国 の方式により婚姻成立、 ラハト地方裁判所 作成の 婚姻証書添付。 公証人〇〇、〇〇	
届出人署名	夫 外務大翔	妻 印

外国人の氏名(カタカナ)には、フリガナ欄に読み方(ひらがな)を記入してください。

2. 「筆頭者の氏名」欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

3. 日本と外国の二つの国籍をもっている人は、日本人として本籍欄を書いてください。当事者の一方が外国人のときは、本籍欄に「国籍何国」とだけ書いてください。外国人のうち、次の地域の法を本国法とするものは、国籍に代えて地域を記載することができます。

外国人の氏名は、「氏」「(カンマ)」「名」の順序によりカタカナで記入してください。

4. 父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけ書いてください。養父母についても同じように書いてください。

5. ☐には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。ただし、外国人と婚姻する場合にはつけなくてください。外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくれますので、希望する本籍を書いてください。

6. 届を出す日に同居を始める人は、その日に同居したものであるとしてその年月を書いてください。まだ同居を始めていない人は、その他の欄に「まだ同居を始めていない。」と書いてください。

7. 再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。内縁のものはふくまれません。

8. 夫、妻に当てはまると思うものに夫、妻のようにしるしをつけてください。

9. 在留国の法律で婚姻したときは、婚姻した日から3か月以内に婚姻証明書をそえて出してください。この場合は証人欄は書かず、「その他」欄に婚姻成立年月日、婚姻の方式及び婚姻証書作成者の職名を記載してください。外国文の証明書には翻訳者を明らかにした訳文を添付してください。当事者の一方が外国人のときは、在留国の法律で婚姻してから出してください。この場合、外国人の国籍を証する書面(旅券写し等)を提出してください。

10. 未成年者が婚姻するときは、父母(養子のときは養親)の同意書を出すか、または父母がその他の欄に同意の旨を書いて署名(※押印は任意)してください。

自筆で戸籍上の氏名のとおり署名してください。押印は任意です。それぞれ本人が書いてください。なお、外国人が外国語で署名する場合は、そ

外国人が署名(サイン)する場合、署名の下に氏、名の順序でカタカナでその氏名(読み方)を併記し

14. 届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

婚姻証明書を確認し、婚姻が成立した日を記載してください。(証明作成日ではありません)

※後日、ご連絡を差しあげる可能性がありますので、必ず連絡先をご記入ください。

(届出人の連絡先及び電話番号 0537-63-1785、0661-01-2345)